

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 新旧対照表

○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="501 349 701 443" style="text-align: center;">附属書D (規定) 格付の表示の様式D</p> <p data-bbox="118 483 544 507">格付の表示の様式については図D.1とする。</p> <p data-bbox="129 549 219 572">(図 略)</p> <p data-bbox="96 614 235 638">a)～d) (略)</p> <p data-bbox="96 647 1097 770">e) 認証番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装，<u>容器又は送り状</u>に表示される事項により，有機農産物，<u>有機加工食品</u>又は有機畜産物の生産行程管理者，小分け業者，外国生産行程管理者，<u>外国小分け業者</u>又は輸入業者を特定することができる場合には，記載しないことができる。</p>	<p data-bbox="1532 349 1731 443" style="text-align: center;">附属書D (規定) 格付の表示の様式D</p> <p data-bbox="1151 483 1576 507">格付の表示の様式については図D.1とする。</p> <p data-bbox="1162 549 1252 572">(図 略)</p> <p data-bbox="1126 614 1265 638">a)～d) (略)</p> <p data-bbox="1126 647 2128 770">e) 認証番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装，<u>容器若しくは送り状</u>に表示される事項により，有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者，小分け業者，外国生産行程管理者若しくは<u>外国小分け業者</u>又は輸入業者を特定することができる場合には，記載しないことができる。</p>

